

R5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施計画書

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	計画額 (単位:千円)
1	令和5年度鹿沼市低所得世帯等支援事業【低所得者世帯給付金】	①物価・賃金・生活総合対策として、コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対しての支援を目的とする。 ②低所得者世帯への給付金 ③給付金額:258,510千円(世帯見込み:8,617世帯×給付金額:30千円) ④令和5年6月1日において、本市の住民基本台帳に記録されている者で令和5年度分の市民税均等割が非課税である世帯の世帯主	258,510
2	令和5年度鹿沼市低所得世帯等支援事業(事務費)	①物価・賃金・生活総合対策として、コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対しての支援を実施するのに必要な事務費。 ②低所得者世帯への給付金に係る事務費 ③事務費:20,131千円 事務費:報酬415,000円、手当600,000円、共済費75,000円、旅費14,000円、需用費700,000円、役務費3,327,000円、委託費15,000,000円 ④令和5年6月1日において、本市の住民基本台帳に記録されている者で令和5年度分の市民税均等割が非課税である世帯の世帯主	20,131
3	公共交通事業者原油価格高騰対策支援金	①コロナ及び燃料高騰により影響を受けた公共交通事業者に支援金を助成することで事業の継続を支援する。 ②燃料価格上昇分の経費 ③市内において登録されているタクシー車両 1台あたり5万円(50,000円×62台=3,100,000円) 市内において登録されている貸切バス車両 1台あたり10万円(100,000円×52台=5,200,000円) 合計:8,300,000円 ④市内のタクシー事業者及び貸切バス事業者	8,300
4	商業活性化推進事業①	①コロナ禍における原油価格・物価高騰により消費の縮小、事業者のコストアップによる収益減少を防止するため、プレミアム商品券を発行し、消費を刺激することで、事業者の価格転嫁を促すとともに、市民生活における経済的支援を図る。 ②プレミアム率10%を補助 ③プレミアム分 鹿沼商工会議所10,000千円 栗野商工会1,000千円 ④鹿沼商工会議所、栗野商工会	11,000
5	商業活性化推進事業②	①コロナ禍における原油価格・物価高騰により消費の縮小、事業者のコストアップによる収益減少を防止するため、プレミアム商品券を発行し、消費を刺激することで、事業者の価格転嫁を促すとともに、市民生活における経済的支援を図る。 ②プレミアム率20%及び付帯事務費を補助 ③プレミアム分、付帯事務費 鹿沼商工会議所:プレミアム分90,000千円、付帯事務費18,000千円 計108,000千円 栗野商工会:プレミアム分5,000千円、付帯事務費4,000千円 計9,000千円 ④鹿沼商工会議所、栗野商工会	117,000
6	物価高騰対策経営強化補助金	①コロナ禍における物価高騰で影響を受ける個店整備事業の備品整備の内、ア、省エネ家電(空調、照明、大型冷蔵庫等)やイ、生ごみ処理機に関する補助を拡充することで、市内事業者、特に飲食店等の経営の安定を図る。 ②補助金 ③上限400千円×20件=8,000千円(補助率2分の1以内) ④市内の事業者等	8,000
7	宅配ボックス普及事業	①コロナ禍における燃料費高騰の影響を踏まえ、運送業者の再配達に係る経費の削減するため、市内家庭用の宅配ボックスを普及し、経営の安定を図る。 ②補助金 ③上限12千円×250件=3,000千円(補助率2分の1以内) 会計年度任用職員 人件費 1,021,569円 報酬 6,917円×16日×7ヵ月=774,704円 期末手当 110,672円×1.2×6/10=79,684円 費用弁償 4,000円×7ヵ月=28,000円 共済費等 19,883円×7ヵ月=139,181円 ④市民	4,022
8	鹿沼市新規就農者定着支援事業費補助金	①コロナ禍における燃油価格・資材高騰の影響を受け、民間施設整備に困難を生じている新規就農者を支援する。 ②青年等就農計画に位置付ける民間施設整備費のうち価格高騰相当の一部を助成(補助率:市1/6、補助限度額:500千円) ③対象数:4件×500千円=2,000千円 ④交付対象者:認定新規就農者(青年等就農計画の有効期間の終期が令和5年4月1日以降となっていること)	2,000
9	農業者緊急支援給付金	①コロナ禍における燃油や肥料、飼料、農業用資材等の高騰で、深刻な影響を受ける農業経営者に給付金を交付し、営農継続を支援する。 ②令和4年分の農業収入が100万円以上ある者。ただし、農業法人については、給付金申請時直近の税務申告がある者。 農業収入額に応じた給付額を設定。 ③農業収入または売上 給付金額×対象人数=交付額計 1,000,000円～ 5,000,000円 3万円×417人=12,510,000円 5,000,001円～10,000,000円 5万円×143人=7,150,000円 10,000,001円～ 10万円×270人=27,000,000円 法人、団体等 10万円×40者=4,000,000円 認定新規就農者(1年以内) 5万円×10人=500,000円 小計 51,160,000円 給付金受付業務(臨時職員/月20日勤務/6ヵ月間)×2人=2,477千円 合計 53,637,000円 ④令和5年1月1日以前から市内に住所又は事業所を有する農業経営者又は農業法人で、今後も営農を継続する意思のある者。	53,637

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	計画額 (単位:千円)
10	省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援事業	①コロナ禍における電気・ガス等エネルギー価格の高騰で市民の負担が増加していることを踏まえ、省エネ性能に優れた家電を促進するため、補助金を交付する。これにより市民生活への負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減にもつなげる。 ②省エネ性能に優れたエアコン(統一省エネラベル新基準★2以上、旧基準★3以上)、冷蔵庫(統一省エネラベル基準★2以上)、LED照明器具(統一省エネラベル★3以上)の購入費を補助する。ただし、1世帯あたり対象経費の1/2(非課税世帯は2/3)とし、上限額を3万円とする。 ③1世帯当たり30千円×1,200世帯=36,000千円 ④鹿沼市に住民票を有する世帯	36,000
11	家庭用低炭素化促進設備導入事業	①コロナ禍における電気・ガスエネルギー価格の高騰で市民の負担が増加していることを踏まえ、再生可能エネルギーの活用と蓄電池による家庭内のエネルギー自給自足を促進することにより市民生活への負担を軽減するとともに温室効果ガス排出量の削減にもつなげる。 ②既築住宅:太陽光パネルの設置補助(太陽電池モジュールの出力合計値が10kW未満とする) 蓄電池の設置補助(ただし、太陽光パネルの設置を条件とする) 新築住宅:ZEH住宅への補助(太陽光パネルの設置を条件とし、基準一次エネルギー消費量を20%以上削減した住宅) ③太陽光パネル設置補助:30千円×30件=900千円、蓄電設備設置:40千円×65件=2,600千円、ZEH住宅:150千円×20件=3,000千円 計6,500千円 ④③の設備を設置した住宅の場所に住所を有し、居住している方	6,500
12	物価高騰分に係る学校給食支援	①コロナ禍における物価高騰分の賄材料費を支援することで、学校給食費を値上げすることなく栄養のバランスや量を保った学校給食を提供する。 ②物価高騰分の賄材料費 ③小学校 4,500円×8%×4,381人×11月=17,348,760円 中学校 5,400円×8%×2,436人×11月=11,575,872円 計28,924,632円 ④小中学校の児童、生徒	28,925
13	保育施設等への食料費支援	①コロナ禍における物価高騰分の食料費を支援することで、副食費を値上げすることなく栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②物価高騰分の食料費 ③・主食+副食:500円×1,200人×12か月=7,200,000 ・副食のみ300円×2,049人×12か月=7,376,400 計14,576,400円 ④保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設等の児童	14,577
14	保育施設等への光熱費支援	①コロナ禍における原油価格の高騰により上昇した光熱費について、保育所等の子育て支援施設に対し高騰した費用の一部を助成する。 ②物価高騰により上昇した光熱費 ③施設の利用定員数に応じて、15万×10施設、20万×4施設、25万×20施設=7,300千円 ④市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設等	7,300
15	保育施設等への省エネエアコン導入支援	①コロナ禍における物価高騰で光熱費が上昇していることから、保育所等における省エネエアコンの導入を促進するために、その費用の一部を助成する。 ②省エネエアコンの導入費用 ③本体価格の2分の1施設の利用定員数に応じて、90万×13施設、30万×5施設=13,200千円 ④市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設等	13,200
16	放課後児童クラブ等への光熱費支援	①コロナ禍における原油価格の高騰で影響を受ける光熱費について、放課後児童クラブ等に対し、電気料金の一部を支援することで、安定的な事業運営を実現する。 ②放課後児童クラブ等が支払う電気料金 ③1施設当たり15万円×32施設(放課後児童クラブ31施設、ファミリー・サポート・センター1施設)=4,800千円 ④市から放課後児童健全育成事業の委託を受けている者(28事業者)及び市からファミリー・サポート・センター事業の委託を受けている者(1事業者)	4,800
17	民設の放課後児童クラブに対する省エネエアコン導入支援	①コロナ禍における物価高騰により光熱費が上昇していることから、民設の放課後児童クラブにおける省エネエアコンの導入を支援することで、安定的な事業運営を実現する。 ②省エネエアコンの導入費用 ③本体価格の2分の1(上限30万円)×7事業者=2,100千円 ④市から放課後児童健全育成事業の委託を受けている民設の事業者(7事業者)	2,100
18	運送事業者原油価格高騰対策支援	①コロナ禍における原油価格高騰等の影響を受けた市内の運送事業者等に対し、燃料油高騰分の一部を支援する。 ②助成額:事業用貨物自動車 車両1台当たり5,000円 ③5千円×600台=3,000,000円 ④本社及び事業所を市内に有する中小企業等で貨物自動車運送事業を営む者	3,000
19	指定管理者電気料等高騰対策補助金	①コロナ禍における急激な燃料費高騰等により、事業縮小などによる市民サービスの低下を招く恐れがあることから、公共施設の円滑な運営・管理を行うに当たり、電気料及び燃料費の高騰分の費用を支援することにより、指定管理者の安定した経営を図る。 ②指定管理施設の電気料金及び燃料費の高騰分に対する支援事業費 ③対象施設の令和3年度と令和5年度の同月における電気料及び燃料費の任意の3か月の差額(高騰分)に4を乗じた額に1/2を乗じた額 ④指定管理導入施設	52,783
20	小学校施設に対する物価高騰対策支援	①コロナ禍において光熱費が高騰していることから、公立小学校に対し電気料高騰分を支援する。 ②電気料金の高騰分 ③小学校24校における令和4年度実績額と令和5年度電気料実績額及び見込額の差額 77,827千円-89,827千円=-12,000千円 ④公立小学校24校	12,000
21	中学校施設に対する物価高騰対策支援	①コロナ禍において光熱費が高騰していることから、公立中学校に対し電気料高騰分を支援する。 ②電気料金の高騰分 ③中学校10校における令和4年度実績額と令和5年度電気料実績額及び見込額の差額 43,288千円-48,288千円=-5,000千円 ④公立中学校10校	5,000

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	計画額 (単位:千円)
22	電力価格高騰による公営企業(水道事業)支援事業	①コロナ禍における電力価格高騰により事業経費が増大している公営企業(水道事業)に対し、電力価格高騰分の費用を支援することにより、公営企業の安定した経営を図る。 ②電力価格高騰分の経費 ③令和3年度実績額と令和5年度電気料実績額及び見込額の差額 106,479千円 - 111,479千円 = -5,000千円 ④公営企業(水道事業等)	5,000
23	電力価格高騰による公営企業(下水道事業)支援事業	①コロナ禍における電力価格高騰により事業経費が増大している公営企業(下水道事業)に対し、電力価格高騰分の費用を支援することにより、公営企業の安定した経営を図る。 ②電力価格高騰分の経費 ③令和3年度実績額と令和5年度電気料実績額及び見込額の差額 111,140千円 - 122,030千円 = -10,890千円 ④公営企業(下水道事業等)	10,890
24	公共交通事業継続支援	①コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けた公共交通事業者に対し、燃料費高騰分を助成することで事業の継続を支援する。 ②燃料価格上昇分の経費 ③燃料費(上昇分/月)×12か月 合計 6,718千円 ・リーバス(12路線) 5,572,740円 = 464,395円/月×12か月 ・予約バス(4地区) 1,145,232円 = 95,436円/月×12か月 リーバス+予約バス 合計6,717,972円(6,718千円) ④バス事業者	6,718